

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください

次に該当する方は、**受診をご遠慮下さい。**

*受診日変更連絡につきましてはお電話またはメールにてお願いいたします。

- ①新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方。
- ②受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。
- ③下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方。
 - ・ 諸外国への渡航歴がある方。
 - ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。